長与町農業委員会会議録

令和３年７月２６日

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。
個人情報に関する部分については、内容を〇又は（）に置き換えています。

長与町農業委員会

令和３年７月農業委員会総会

１．日時　　令和３年７月２６日（月）　　９時３０分から１０時３０分

２．場所　　長与町役場４階会議室

３．農業委員会委員　　出席委員（１１名）

会長　　１番　水谷　勉

会長職務代理者　　２番　渡邉　章三

委員　　４番　崎山　光子　　５番　永田　好紀　　６番　岡﨑　道子

７番　原口　司　　８番　山本　忠典　　９番　益冨　雅彦

１０番　柳原　厚志　　１１番　山口　多美子　　１２番　原田　正利

４．農業委員会委員　　欠席委員（１名）

３番　原田　成信

５．農地利用最適化推進委員　　出席委員（７名）

１番　永冨　義徳　　２番　尾﨑　明光　　３番　田中　光夫

４番　山口　健士　　５番　増田　博光　　６番　坂口　勝利

７番　坂本　謙二

６．農地利用最適化推進委員　　欠席委員（１名）

８番　坂本　秀哉

７．議事日程

第１　　議事録署名委員の指名　　４番　崎山　光子　　５番　永田　好紀

第２　　第１号議案　農地法第５条の規定による許可申請について

第３　　第２号議案　農用地利用集積計画について

第４　　第１号報告　農地法第５条第１項第７号の規定による農地転用届出について

８．農業委員会事務局職員

事務局長　　福本　美也子

農政農地係長　　森　雅之

事務局　皆さん、こんにちは。総会の開催に先立ち報告いたします。

長与町農業委員会総会規則第６条により、総会は在任委員の過半数の出席をもって成立することとなっております。

本日は、委員１２人中１１人の出席をいただいており、過半数を超えておりますので、総会が成立することを報告いたします。なお、農地利用最適化推進委員は、７人出席でございます。本日の欠席者は、原田成信農業委員と、坂本秀哉推進委員のお二人です。

それでは、ここからの議事の進行につきまして、水谷会長よろしくお願いいたします。

議　長　今日は暑いですので、スーツを着ている方は脱いで結構ですので、涼しい形で会議に進みたいと思います。本当に暑い日が続いてですね。やっぱりいろんな事故が発生をしておりますので、皆さん方、特に注意をしながら農作業には従事をしていただきたいと思っております。それから今日の日程は、この総会が終わりますと、そのあとに農地利用の最適化の推進会議を行います。それから、昼を挟んで、労災の役員会、それから総会という形で、今日は１日かかりますので、ひとつよろしくお願いします。今日の日程は非常にハードでございますので、ゆっくりした気持ちで会を進めていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、令和３年７月の農業委員会総会を開催いたします。

まず、始めに日程第１の農業委員会総会規則、第１８条の規定によりまして、議事録署名委員を２人、指名いたします。４番　崎山光子委員、５番　永田好紀委員を指名いたします。

日程第２、本日は、第１号議案　農地法第５条の規定による許可申請が１件、第２号議案　農用地利用集積計画が６件、報告事項は、農地転用専決処分報告が１件です。

では、日程第２　提出された議案の審議に入ります。

第１号議案　農地法第５条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事務局　それでは第１号議案　農地法第５条の規定による許可申請について、議案書の１ページをお開きください。

整理番号６、申請地は、長与町丸田郷（地番）、地目は畑で２１６㎡。農地区分は、農用地区域外です。申請者は、譲渡人が、長与町丸田郷（地番）、（氏名）さん。譲受人が、長与町丸田郷（地番）、（氏名）さんです。申請目的は、贈与による所有権移転です。施設の概要は、住宅建設で、木造瓦葺２階建て、建築面積は６９㎡、所用面積は２１６㎡です。備考欄をご覧ください。譲受人は、譲渡人と親子の関係で、このたび農地を譲受け、自己の住宅を建設します。ここで、本日配布している、資料№.１の配置図をご覧ください。　図面の下側、駐車場と記載がある場所が、道路に面しています。駐車場から、数段階段を降りた場所に、住宅が建設されます。雨水排水は、建物の左右に青い線が引かれていますが、側溝を新設し、住宅奥、図面で言えば、上側にある既存の水路へ放流させます。汚水排水は、建物の真ん中

あたりに、赤い線が引かれていますが、図面下の、道路にある既設の下水管へ接続します。なお、この農地について、立地基準は第３種農地、一般基準としては、書類と現地での確認の結果、周辺農地への支障については、問題ないと判断しております。区域は、都市計画区域外となります。

議案書にお戻りください。土地の所在を説明します。２ページをお開きください。図面の左側に、（共同住宅）、それから、（施設名）がございますが、その付近の住宅街の中に申請地がございます。図面中央付近の赤色で表示してある場所が、申請地　丸田郷（地番）です。なお、農地の正確な形状等につきましては、３ページに字図を添付しておりますので、ご覧いただければと思います。

以上です。

議　長　　ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さんから説明をお願いします。

増田博光　推進委員。

推進委員５番　　７月１５日午前１０時４０分ぐらいに、私と水谷会長、福本事務局長、森係長、崎山委員と原田委員、それと工事関係が１人来て７名で現地確認をいたしました。先ほど話がありましたように、（譲渡人）の子どもさんが、親の家の下に建てるということです。それで、その工事の人から説明を聞いたところ、今この図面も見ましたけれど、問題はないと思っております。ただ一つ、会長のほうから下の家が１件あるんで、そこに迷惑をかけないようにしてくれということは、工事の人に話をしておりました。以上です。

議　長　　続きまして、担当農業委員さんお願いします。

１２番　原田正利　農業委員。

１２番　　今増田さんがおっしゃったとおりで、ほぼ同じ内容です。少しこの状況を地元から言えば、（氏名）さんという方の娘さんが（譲渡人）で、その息子さんが今度土地を譲渡してもらう方になります。概況としては非常に相続的にもうまくいっていい状況だと思います。ただ、その下の家がかなり隣接しているので、排水のことだけはしっかりするようにと、水谷会長がおっしゃったように、そこら辺だけはしっかりしてほしいというのは私も思いました。これは何も問題がないと思います。

議　長　　続きまして、４番　崎山光子　農業委員お願いします。

４　番　　私も同行させていただきましたけども、今お２人がおっしゃったように、会長のご指導のもと、資料№.１に、土留めのためにコンクリートブロック及びフェンスを設置するという結果になっておりますので、非常にありがたいと思います。

議　長　　説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

【意見･質問無し】

議　長　　それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。
農地法第５条の許可申請を、県へ進達することについて、農業委員の挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局　　【挙手を確認、議長に報告】

議　長　　挙手された農業委員が１１人全員で、過半数を超えていますので、県に進達することに決定いたします。
続いて、第２号議案　農用地利用集積計画について審議いたします。まず１件目について、説明をお願いします。

事務局　　それでは第２議案　農用地利用集積計画についてご説明します。第２号議案の１ページから２ページについては、説明を省略させていただきます。議案書の３ページをお開きください。
１件目です。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は、（氏名）さん。長与町三根郷（地番)。利用権を設定する者の氏名及び住所は、（氏名）さん。長与町三根郷（地番)。利用権を設定する土地は２筆で、長与町三根郷（地番)、現況地目は田の７０９㎡。同じく、（地番)、現況地目は畑で、面積１，０１４㎡のうち、４０１㎡を借り受けます。ここで、資料№.２の１ページをご覧ください。利用権の設定に関する同意書です。この農地は、未相続農地でございまして、被相続人は、（氏名）さんです。今回土地の貸し借りを行うにあたり、記載のとおり、相続権者の同意を得ております。
議案書３ページにお戻りください。利用権の種類は使用貸借権で、具体的な作物名は野菜です。期間は、令和３年８月１日から令和８年７月３１日までの５年間です。平成２８年に借り入れており、今回１回目の更新となります。

土地の所在ですが、６ページをお開きください。図面左上に、三根郷の〇〇交差点がございますが、そこから、東長崎長与線を少し進んだ左手に、赤色で表示してあります、三根郷（地番）がございます。そしてさらに進んだ、図面下側の、道路右手に青色で表示してあります場所が、三根郷（地番）がございます。

以上です。

議　長　　ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さんから説明をお願いします。

田中　光夫　推進委員。

推進委員３番　　７月１５日午前９時半から現地の確認をしました。水谷会長、事務局長、森さん、それと柳原委員の５人で確認をしました。継続ということもありますが、現地は、作物は夏野菜を植えてありましたが、ちょっと周りに草が生えてあったりして、まだちょっと管理は足らないように思いますが、継続ということで問題ないと思われます。以上です。

議　長　　続きまして、担当農業委員さんお願いします。

１０番　柳原厚志　農業委員。

１０　番　　借主は、まだ仕事に行っていらっしゃるんですよね。今は仕事が多くて、なかなか休みがとれないということです。前はこの図面の青のほうでは野菜を作っていたんですけど、今現状では、現地を、会長はじめ事務局の方にも見ていただきましたけど、保全管理というかA判定ぐらいになっていてですね。ですから、私のほうで直接（借主）に聞いたんですよね。そしたら、最近どうしても忙しくて、作りきらないということで。それで、今は作りきらないけど、今度仕事が暇になったときに、レモンの木を植えたいということで、これは地主さんの承諾を得ているということでした。それから、６ページの図面で赤の部分ですが、ここは田んぼなんですけど、現状は秋野菜を作っておられます。あんまり広くは作っておられないんですよ、さっき言ったように仕事が忙しくてどうしても広くは出来ないということだったもんですから。ここは県道から見たら、ちょうどトラクターとか、農機具をいっぱい置いていました。今のところは、農業に従事はあまりできないけど、後で従事するときに畑と田んぼをしっかり作るということで、了解を受けています。以上です。

議　長　　説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

【意見･質問無し】

議　長　それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。
説明のとおり、農用地利用集積計画を許可することについて、農業委員の挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局　【挙手を確認　議長に報告】

議　長　挙手された農業委員が１１人全員で、過半数を超えていますので、許可することに決定いたします。
続いて、２件目について、事務局より説明をお願いします。

事務局　議案書の８ページをお開きください。２件目です。
利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は、（氏名）さん、長与町平木場郷（地番)。利用権を設定する者の氏名及び住所は、（氏名）さん、長与町平木場郷（地番)。利用権を設定する土地は１筆で、長与町三根郷（地番)。現況地目は田で、２，００４㎡です。利用権の種類は賃貸借権で、具体的な作物名は水稲です。期間は、令和３年８月１日から令和６年７月３１日までの３年間です。年間の借賃は、米〇〇キロで、２か月ごとに自宅へ納入します。平成１７年から借り入れており、今回３回目の更新です。
土地の所在ですが、１０ページをお開きください。図面中央に長崎多良見線が左右に通っていますが、〇〇交差点少し手前の、道路沿いの赤色で表示してある場所が、申請地　三根郷（地番）です。
以上です。

議　長　ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さんから説明をお願いします。
田中　光夫　推進委員。

推進委員３番　これも７月１５日に先ほどのメンバーで現地を確認しました、現在も稲もだいぶ育っていて、周りの下の田と遜色なく育っていました。問題はないと思います。以上です。

議　長　続きまして、担当農業委員さんお願いします。

１０番　柳原厚志　農業委員。

１０　番　場所は、三根の（店舗名）のちょうど県道を挟んで前の下のほうになるんですけど、ここは水が非常に取りにくい場所であって、毎年ウンカや日照りに悩まされたところだったんですけど、（借主）が作るようになってから、手間暇かけて作られているんだと思います。きれいに田んぼもできていますので、（借主）は耕作者として問題ないと思います。以上です。

議　長　説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

【意見･質問無し】

議　長　それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。
説明のとおり、農用地利用集積計画を許可することについて、農業委員の挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局　【挙手を確認　議長に報告】

議　長　挙手された農業委員が１１人全員で、過半数を超えていますので、許可することに決定いたします。
続いて、３件目と４件目について、関連がありますので、事務局よりまとめて説明をお願いします。

事務局　議案書の１１ページをお開きください。３件目です。
利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は、（氏名）さん、長与町三根郷（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所は、（氏名）さん、長与町三根郷（地番）。利用権を設定する土地は１筆で、長与町三根郷（地番）、現況地目は田で、面積２，４７３㎡のうち、１，３００㎡を借り受けます。利用権の種類は賃貸借権で、具体的な作物名は水稲です。期間は、令和３年８月１日から令和６年７月３１日までの３年間です。年間の借賃は、米〇〇キロで、毎年年末に自宅へ納入します。平成２１年から借り入れており、今回３回目の更新となります。
土地の所在ですが、１３ページをお願いします。図面の左下に、三根郷の〇〇橋がございますが、そこから３００ｍ程の赤色で表示してある場所が、申請地　三根郷（地番）です。

続けて、１５ページをご覧ください。４件目も、３件目と借主が同じなので、あわせて説明いたします。

利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は、（氏名）さん、長与町三根郷（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所は、（氏名）さん、長与町三根郷（地番）。利用権を設定する土地は２筆で、長与町三根郷（地番）、現況地目は田で１，２５９㎡。同じく、（地番）、現況地目は田で、１，１５９㎡。合計２筆で２，４１８㎡です。ここで、資料№.２の３ページをご覧ください。この農地も、未相続農地でございまして、被相続人は、（氏名）さんです。今回土地の貸し借りを行うにあたり、記載のとおり、相続権者の同意を得ておられます。

議案書１５ページにお戻りください。利用権の種類は賃貸借権で、具体的な作物名は水稲です。期間は、令和３年８月１日から令和６年７月３１日までの３年間です。年間の借賃は、２筆で米〇〇キロを、毎年年末に自宅へ納入します。こちらも、平成２１年から借り入れており、今回３回目の更新となります。

土地の所在ですが、１７ページをお願いします。図面右手に〇〇橋がございますが、橋を（地区名）方面へ渡った左側に、申請地がございます。赤色と青色で表示してある場所が、申請地の２筆です。

以上です。

議　長　　ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さんから説明をお願いします。

田中光夫　推進委員。

推進委員３番　　これも７月１５日にメンバーは前回同様で行いました。作物もきれいにできておりまして、継続でもあり問題はないと思います。以上です。

議　長　　続きまして、担当農業委員さんお願いします。

１０番　柳原厚志　農業委員。

１０　番　　貸主と借主は、いとこ関係になります。貸主は農業はしていらっしゃいません。（借主）は専業農家です。ずっと専業で農業をされています。野菜、ミカン、水稲、ハウスびわをされていたんですが、ハウスびわの方は今はやめていらっしゃいます。水稲も１ヘクタール以上耕作されていて、機械類も乾燥機、籾摺り機、コンバイン、トラクター、田植え機といろいろ持っていらっしゃって、手広く農業されています。野菜についても、量販店の直売コーナーに出荷をされて、非常に熱心な方でありますので問題ないと思います。

次に４件目ですが、（貸主）は、農業は全然されていないです。田んぼも、何十年と自分で

作ったことがないんですよね。それで、（借主）の前は他の人が借りていらっしゃったんですけど、ここは圃場整備をされていて、非常に作りやすいし、場所も良いし、水取りも良い所で、条件が非常に良いので、借賃も少し高くなっております。以上です。

議　長　　説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

【意見･質問無し】

議　長　　それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。
説明のとおり、農用地利用集積計画を許可することについて、農業委員の挙手で賛否をとります。まず３件目について、異議がない方は挙手をお願いします。

事務局　　【挙手を確認　議長に報告】

議　長　　挙手された農業委員が１１人全員で、過半数を超えていますので、許可することに決定いたします。
続いて４件目について、異議がない方は挙手をお願いします。

事務局　　【挙手を確認　議長に報告】

議　長　　挙手された農業委員が１１人全員で、過半数を超えていますので、許可することに決定いたします。
続いて５件目について、事務局より説明をお願いします。

事務局　　５件目です。議案書の１８ページをお開きください。
利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は、（氏名）さん、長与町岡郷（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所は、（氏名）さん、長与町嬉里郷（地番）。利用権を設定する土地は１筆で、長与町嬉里郷字（地番）、現況地目は畑で１，９５０㎡です。利用権の種類は賃貸借権で、具体的な作物名はみかんです。期間は、令和３年８月１日から令和６年７月３１日までの３年間です。年間の借賃は、〇〇円で、毎年年末に自宅へ納入します。平成２７年から借り入れており、今回２回目の更新です。

土地の所在ですが、２０ページをお開きください。広域図でわかりにくいですが、図面の真ん中より少し下にある、（店舗名）から山手に入り、（施設名）を通過し、さらに６００ｍほど上った場所に、申請地　嬉里郷（地番）がございます。
以上です。

議　長　　ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さんから説明をお願いします。
坂口勝利　推進委員。

推進委員６番　　７月１５日午前１１時から福本さん、水谷会長、森さん、山本忠典さん、そして私の５人で現地を確認に行きました。借主と貸主の畑は、隣接地で園の管理もよくなされておりました。車道も園の中まで行くようになっていて、管理がしやすい園になっておりました。以上です。

議　長　　続きまして、担当農業委員さんお願いします。
８番　山本忠典　農業委員。

８　番　　補足ではないですが、今度借主になられる（氏名）さんですけど、息子さんがおられまして、今は主にご夫婦でされています。そういうことで、年齢的には借主の方も問題なく、手入れのほうもよく行き届いております。（貸主）は、ここ何年か病気をされまして、農作業ができずに奥さんが１人で手入れをされていました。この前家を回ったときでも、もうだんだん家の周りも作れなくなって、隣接している畑の人に相談しているというぐらい、ちょっともう農業に力を入れきれないと。細々と野菜を作っていますと言われていたんで、場所的に山の上のほうなんで、（貸主）としては難しいということで、（借主）に作っていただくことでいいんじゃないかなと思います。問題ないと思います。

議　長　　先ほど山本委員が説明をされましたように、（氏名）さんは８６歳ですが、まだ現役で働いていらっしゃいます。あと３年間ですから間違いないかなと思っておりますけども、今言われましたように、子どもさんが元気に働いておりますので、この３年間という期間は問題なんじゃないかなというふうに思っております。以上です。
説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

【意見･質問無し】

議　長　　それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。
説明のとおり、農用地利用集積計画を許可することについて、農業委員の挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局　　【挙手を確認、議長に報告】

議　長　　挙手された農業委員が１１人全員で、過半数を超えていますので、許可することに決定いたします。
続いて、６件目について、事務局より説明をお願いします。

事務局　　６件目です。議案書の２２ページをお開きください。
利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は、（氏名）さん、長与町斎藤郷（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所は、（氏名）さん、長与町斎藤郷（地番）。利用権を設定する土地は１筆で、長与町斎藤郷（地番）、現況地目は田で９０９㎡です。利用権の種類は賃貸借権で、具体的な作物名は水稲です。期間は、令和３年８月１日から令和６年７月３１日までの３年間です。年間の借賃は、米〇〇キロで、毎年１０月頃に自宅へ納入します。平成２４年から借り入れており、今回３回目の更新です。
土地の所在ですが、２４ページをお開きください。図面右手に斎藤郷の（施設名）、上側に、〇〇橋がございますが、その付近の、赤色で表示してある場所が、申請地　斉藤郷（地番）です。
以上です。

議　長　　ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さんから説明をお願いします。
坂本謙二　推進委員。

推進委員
７番　　７月１５日午後１時半から現地の確認を行いました。水谷会長、福本局長、森係長、それと渡部委員と私坂本５名で、現地の確認を行いました。現地はですね、基盤整備されて作業がしやすい場所でございます。借主は、まだ勤めに行ってらっしゃるんですけど、農作業は熱心に休みの日は行っております。２４ページの地図の赤いところの両サイドに、小さな小川が走っているんですが、赤から上の水田は全部（借主）の土地ということで、なおかつ、今回３回目の継続で、土地も隣接しているし特に問題はないと思います。以上

です。よろしくお願いします。

議　長　　続きまして、担当農業委員さんお願いします。
　２番　渡邉章三　農業委員。

２　番　　はい。今坂本委員が言った通りでございまして、継続ということで、別段問題ないと思います。ここの地区はもう圃場整備が一応済んでおりまして、大体ほぼここの９割は水田を作っております。ただ問題なのは、今やはり温暖化のせいか、潮位、これが高いんですね。ですからこの赤の線の隣の青線、それから反対側の青線、もうここが満杯になると潮が田に入ってくるということで。真ん中の線は堰があるんですが、左のほうはなくてですね、真ん中の青い線は、常に水をためておかないと、もう今時は潮が入ってくるということで、毎日潮の心配をしております。一応、本人も元気で頑張っておりますので、問題はないと思います。以上です。

議　長　　説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

【意見･質問無し】

議　長　　それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。
　説明のとおり、農用地利用集積計画を許可することについて、農業委員の挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局　　【挙手を確認、議長に報告】

議　長　　挙手された農業委員が１１人全員で、過半数を超えていますので、許可することに決定いたします。
　これからは、報告事項に移ります。
　農地転用専決処分の報告について事務局、お願いします。

事務局　　それでは、報告いたします。まず、令和３年７月総括表については、説明を省略いたしますので、後ほどご確認ください。

報告事項の１ページをお開きください。農地転用専決処分の報告書、農地法第５条第１項第７号の規定による農地転用届出です。

１、当事者の氏名・住所・職業。譲受人は、（氏名）さん。長与町高田郷（地番）。職業は会社員です。譲渡人は、（氏名）さん。諫早市多良見町舟津（地番）。職業は自営業です。２、土地の所在等。長与町高田郷（地番）。地目は、登記簿は畑、現況は宅地、面積は７５５㎡で、高田南土地区画整理事業〇〇街区〇〇、面積は２０８㎡です。３、転用計画。転用の目的に係る事業または施設の概要は、一般住宅建築で、売買による所有権移転です。４、申請日　令和３年６月３０日、５、専決処分の日　令和３年７月１日。以上のとおり、長与町農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則第７条２項の規定により、専決処分をしたので報告いたします。令和３年７月２６日、長与町農業委員会　事務局長　福本美也子。

２ページをお開きください。土地の所在地を説明します。図面の左側にあります〇〇橋から〇〇トンネルが続いておりますが、トンネルの上の住宅地の、赤色で表示してある場所が、届出地、高田郷（地番）です。

以上です。

議　長　　ただ今、事務局から報告がありましたが、何か尋ねたいことはありませんか。

議　長　　次は、行事報告です。事務局、お願いします。

【この後、令和３年７月の行事報告が行われた】

議　長　　８月の総会日程について、事務局からお願いします。

事務局　　８月２６日９時３０分から行います。

議　長　　以上をもちまして、長与町農業委員会７月総会を閉会します。